

2025年度

竹田市 高齢者支援 ガイドブック



竹田市高齢者支援ガイドブックとは、高齢者が住み慣れた竹田市で安心して暮らし続けていくために、行政・社協・包括・事業所等関係機関が情報を共有し、連携して支援するために役立てていただくものです。

竹田市役所
高齢者福祉課



株式会社
サイネックス



皆さんの日々の安心・安全な暮らしを
医療・介護で支援します

- 住み慣れたご自宅での在宅サービス
- 気になる症状を確認できる外来検査
- かかりつけとしての外来通院
- 高度で専門的な治療およびリハビリ入院
- 介護施設での安定した療養生活

社会医療法人社団 大久保病院 (90 床)

介護老人保健施設ヴァルド・グラス・くじゅう (85 床)

介護医療院 (46 床) グループホームくたみのもり (18 床)

電話 0974-64-7777

目 次

1-1	介護予防・日常生活支援総合事業サービス	2
1-2	サービス事業利用までの流れ	3
1-3	窓口対応の流れ	4
1-4	基本チェックリスト(長寿☆活き生き度チェック)の実施	5
2	介護予防・日常生活支援総合事業の体系	6
3	一般介護予防事業	7
4	介護予防・日常生活支援サービス事業一覧	10
5	介護予防ケアマネジメントの実施手順	14
6	総合事業にかかるサービス毎のケアマネジメント	15
7	竹田市地域包括支援センター業務	16
8	竹田市の認知症に関するサービス	18
9	転ばん隊噛め・かめ	19
10	生活相談課業務	20
11	在宅医療・介護連携推進事業	23
12	生活支援体制整備事業	29
13	竹田市の高齢者福祉サービス	33
14	後期高齢者医療加入者への保健事業一覧	37
15	心身の状態に関する判定基準	40
16	竹田市の医療機関一覧	41
17	竹田市の指定介護保険事業所等一覧	44
18	竹田市の相談窓口一覧	47

※ここに掲載している情報は、令和7年1月1日現在のものになります。

広 告

お悩み ご相談ください!

伐採後、土地の
管理ができない

植林をしたいけど
費用が心配

相続した
山林の場所が
わからない

立木をできるだけ
高く売りたい

**森林資源活用の
プロフェッショナル集団**

**林業の現場で
働いてくれる
人材募集中!!**

有限会社 尾木 木材
OGATA MOKUZAI CENTER

竹田市大字菅生 1121-1 TEL 0974-65-2464

立木買取
(土地込み可)

**山林
伐採・搬出**
その他間伐・造林等
ご相談下さい

1-1 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

周知

- 総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について周知。パンフレット等を活用し、被保険者やその家族などに説明。



相談

- 被保険者から相談を受け、窓口担当者が総合事業等を説明(サービス事業については、目的や内容、手続ぎ等を説明)。
- ① 事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること
- ② 事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。
※ 予防給付(訪問看護や福祉用具貸与等)を希望している場合は、要介護認定の申請につなぐ。
- ※ 第2号被保険者は、要介護認定の申請を行う。

基本 チェックリスト の活用・実施

- 窓口での相談者には、基本チェックリストの結果で、利用できるサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)を説明。

介護予防ケア マネジメントの 実施・サービスの 利用開始

- 利用者の心身の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所へ委託することも可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態・意向を踏まえ、3パターンに分けて行う。※ 詳細は14ページを参照ください。

広 告

廣瀬神社

廣瀬神社
平成敬神会

敬神会員募集中!

お問い合わせは廣瀬神社へ



宮司 山村 隆則

竹田市大字竹田2020

TEL 0974-62-3074

祭 神

海軍中佐 廣瀬武夫

竹田市戦没者 1627柱

例祭日

廣瀬武夫年忌祭 3月27日

例 大 祭 5月27日

平和祈念祭 8月15日

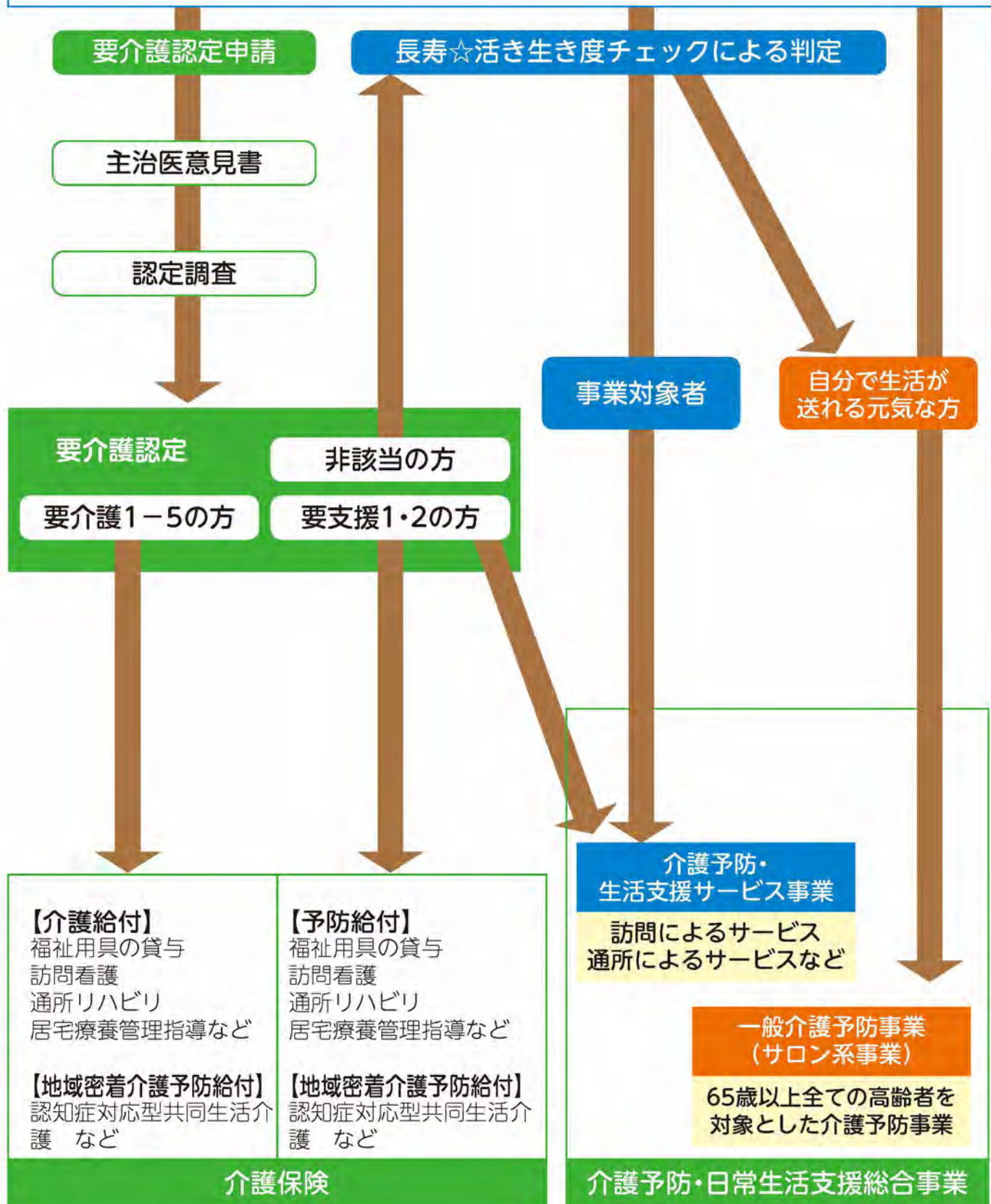
阿南惟幾年忌祭
月 次 祭 毎月20日
(当月戦没者今日祭)

1-2 サービス事業利用までの流れ

相談窓口

まずは、竹田市地域包括支援センター(長寿支援センターつるかめ)または、高齢者福祉課にご相談ください！

基本チェックリスト『長寿☆活き生き度チェック』をもとに、できにくくなってきたことやご本人の心身状況などを確認した上で、ご本人の状態に合った適切なサービスにつなげます。

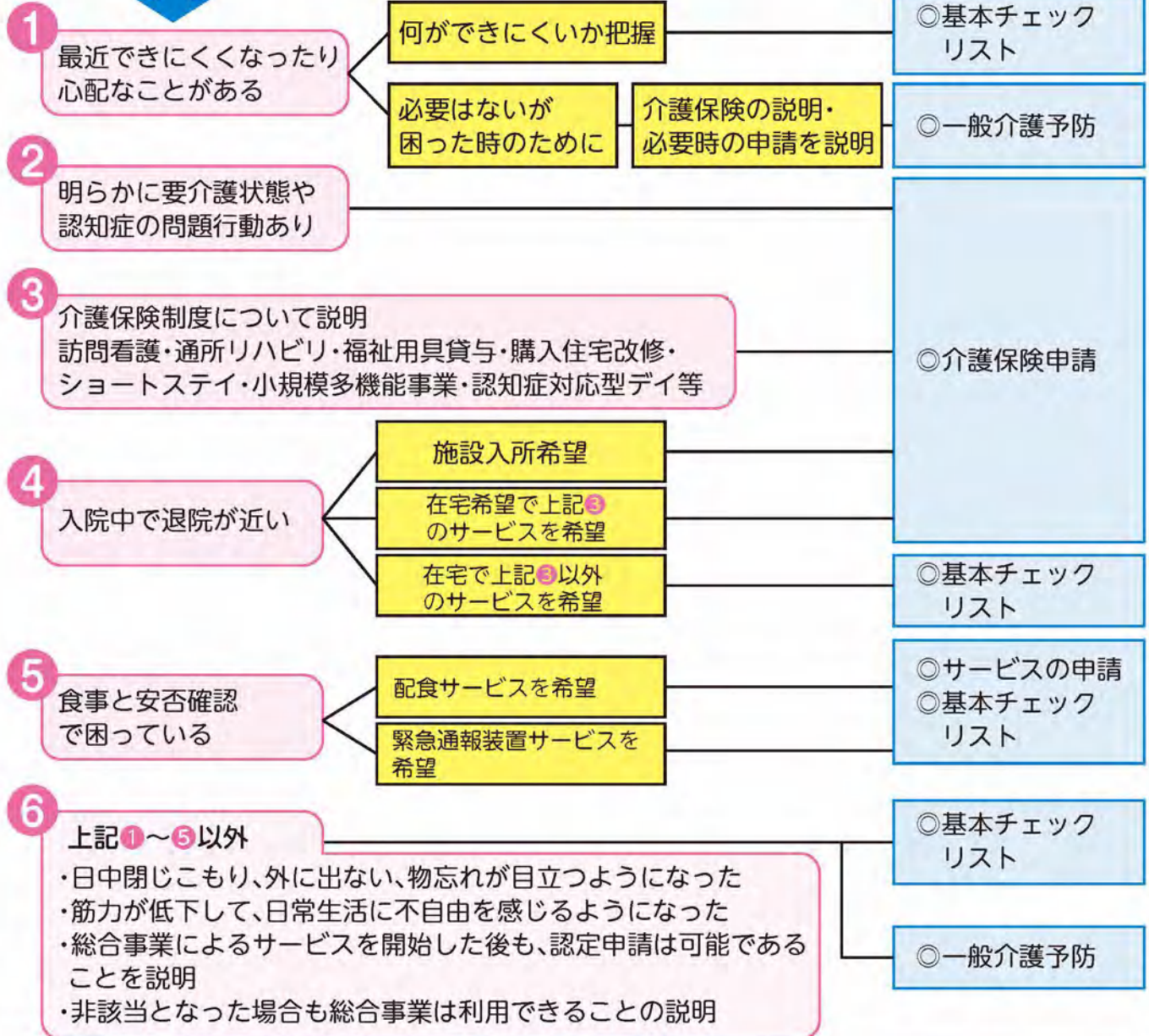


1-3 窓口対応の流れ



まず!生活の様子や困りごと、希望するサービスを聞く

①～⑥の中から選択



広告

まつもと歯科クリニック

～ 歯科通院が困難な方へ～

ご自宅や施設へうかがい

訪問診療 いたします!!

お問い合わせは、お電話、LINE からお気軽にどうぞ

2025年
春 スタート



LINE 公式アカウント

LINE お友だち追加は
こちらから ▶▶▶



公式ホームページは
こちらから ▶▶▶



〒878-0024 竹田市玉来 733-11 tel.0974-62-2400 fax.0974-62-4161

1-4 基本チェックリスト(長寿☆活き生き度チェック)の実施

長寿☆活き生き度チェック

実施日:令和 年 月 日

大正・昭和 年 月 日生 氏 名 様

NO.	質 問 事 項	回 答	
※いずれかの□にチェックをつけてください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	☐ はい	☐ いいえ
2	日用品の買物をしていますか	☐ はい	☐ いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	☐ はい	☐ いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	☐ はい	☐ いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	☐ はい	☐ いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	☐ はい	☐ いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	☐ はい	☐ いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	☐ はい	☐ いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	☐ はい	☐ いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	☐ はい	☐ いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	☐ はい	☐ いいえ
12	身長・体重 cm kg(注)	BMI=	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	☐ はい	☐ いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	☐ はい	☐ いいえ
15	口の渇きが気になりますか	☐ はい	☐ いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	☐ はい	☐ いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	☐ はい	☐ いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	☐ はい	☐ いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	☐ はい	☐ いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	☐ はい	☐ いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	☐ はい	☐ いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	☐ はい	☐ いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	☐ はい	☐ いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	☐ はい	☐ いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	☐ はい	☐ いいえ

※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当となります。

広 告

住まいのことなら、お任せください。

バリアフリー工事

新築工事、リフォーム相談、

その他 お見積り等

いつでもお気軽にお電話ください

瀬井 建築

一級建築大工技能士 代表 瀬井 克文

竹田市荻町馬場 362-2

TEL/FAX.0974-68-2166

**住まいの困った
おまかせ下さい。**

雨漏り修理 外壁工事

雨樋工事 屋根工事

阿南板金

竹田市大字会々5116-1

TEL 0974-63-4660

携帯 090-1193-7271



Tree Photo

Yoshiki・Etou

いいかお、残そう

いい顔、のこそう

家族撮影・遺影撮影

大分県竹田市プロカメラマン衛藤克樹の撮影サービス

写真は思い出の記憶

ステキな今を残す

竹田市拜田原 501-4

電話番号: 0974-63-2000

営業時間: 9:30 ~ 18:00

第2・第4土曜/日曜定休日



2 介護予防・日常生活支援総合事業の体系

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

1. 介護予防事業対象者把握事業
2. 介護予防普及啓発事業
3. 地域介護予防活動支援事業
4. 一般介護予防事業評価事業
5. 地域リハビリテーション活動支援事業



介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス(第1号訪問事業)
 - ①訪問介護(従前相当のサービス)
 - ②訪問型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)
 - ③訪問型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)
 - ④訪問型サービス・活動C(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービス・活動D(移動支援)
2. 通所型サービス(第1号通所事業)
 - ①通所介護(従前相当のサービス)
 - ②通所型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)
 - ③通所型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)
 - ④通所型サービス・活動C(短期集中予防サービス)
3. その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)
 - ①栄養改善を目的とした配食
 - ②住民ボランティア等が行う見守り
 - ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)
4. 介護予防ケアマネジメント



※令和6年度現在、竹田市では訪問型サービス・活動D、通所型サービス・活動B、その他の生活支援サービスは実施されていません。

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民など多様な主体の参画による、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりや介護予防の推進、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指しています。
- 地域ごとの特性や地域資源を把握した上で、必要なサービスについては、行政のみでなく、協議体や生活支援コーディネーターとも連携し検討することが重要です。

広 告

先人が残してくれた山を利用・循環
次の世代へ



大分県認定林業事業体
株式会社 加藤木材
代表取締役 加藤 和昭

一 竹田若手林業団体
樹 立木買取 特殊伐採
舎 間伐、下刈り、植林

竹田市久住町大字栢木4761番地2
TEL 0974-77-2884
FAX 0974-70-5637

山の仕事はなんでもご相談下さい。

 **株式会社 タケモト**

営業種目
木材・新建材・住宅機器
アルミサッシ・オール電化システム
その他建設土木資材

竹田市大字玉来 959 番地
TEL 0974-63-2515
FAX 0974-63-2538

OCHIホールディングス

 Ochi Sales Support

お客様の業務に
役立つサポートを多数ご用意！
住生活総合ポータルサイト V ホームフェア レビュープラス

ホームフェア 検索 (経営産業ホームページからもご覧いただけます。)

土地・建物
表示に関する登記

**土地家屋調査士
安藤昭生事務所**

竹田市大字会々1525-4
TEL/FAX
0974-63-1268

3 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者が対象です。住民運営の通いの場や予防活動に積極的に参加し、「健康づくり」、「生活機能向上」、「生きがいや社会参加」、「役割づくり」、「支えあい」を通じて、要介護状態になっても生きがい・役割をもって地域で安心して暮らせることをめざします。

その目的達成のために、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の4事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的・効率的に実施します。

(1) 介護予防事業対象者把握事業

高齢者相談支援員による訪問や竹田市地域包括支援センター、保健師、ケアマネジャー、地域の支援者等から収集した情報を活用して、閉じこもり等の支援が必要な高齢者を早期に発見し、住民主体の介護予防の場につなぐ事業。

(2) 介護予防普及啓発事業

おしゃべりサロン、すごく元気になる教室、健康長寿週一活動など、介護予防に関する講演会や相談会、教室の開催を行い、基本的な知識の普及啓発を実施する事業。

(3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防ボランティアの育成、竹田しゃんしゃん会・介護予防地域組織・食生活改善推進協議会・暮らしのサポートセンターなど、高齢者が地域においてだれでも参加することができる住民主体の介護予防活動の支援を行う事業。

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険計画で定める目標値の達成状況の検証を通し、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その結果に基づき事業全体の改善を図っていく事業。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門職と竹田市地域包括支援センターが連携し、通所、訪問、地域ケア会議やサービス担当者会議、地域における通いの場の介護予防の取り組みを総合的に支援していく事業。

- ① 住民への介護予防に関する技術的指導
- ② 介護職員等への介護予防に関する技術指導
- ③ 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

広告

竹田市を応援します

UMURAKOUGYO



総合建設業
有限会社
上村工業

代表取締役 上村 秀利

〒879-6115 大分県竹田市萩町馬場1078-3
TEL 0974-68-3496

人を支える木の住まい

立木・製品・素材



有限会社 **阿南忍製材所**
ANAN SHINOBU SAWMILL

竹田市大字君ヶ園529-1 TEL 0974-70-2067

お気軽に
お問合せ下さい **薪専門**

阿南忍製材所 検索



Värme

介護予防・悪化予防のためのサービス一覧

No.	サービス名等	内 容	
1	おしゃべりサロン	身近な地域で介護予防及び生きがいづくりをし、心豊かな充実した生活を送ることを目的に活動しています。	
2	生きがいサロン(菅生地区)	高齢者の健康増進と介護予防を図り、高齢者同士が支えあいながら会を運営することで、社会的役割を担うことを目的に活動しています。	
3	荻シニアクラブ		
4	久住ゆう・遊クラブ		
5	すごく元気になる教室	高齢者が住み慣れた地域で元気に過ごすことを目指し、地域で定期的に通い運動機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防など生活機能向上を目指し活動しています。	月2回
6	和の郷すごく元気になる教室		週1回で 3～6ヶ月以内
7	健康長寿週一活動(KSK)	自治会等の身近な場所で高齢者が毎週1回、定期的に集まり、いつまでも活動が続けられるよう活動しています。	
8	お茶筋教室	いつでも、どこでも、だれでもできる体操(お茶の間筋力トレーニング)を中心に、集まって体操を行います。	
9	男性料理教室	食の自立と交流を目指して、食生活改善推進協議会による料理教室を年数回各地区で開催しています。	
10	くらサポ広場(集い)	住み慣れた地域で安心して暮らし続ける仕組みづくりをし、高齢者の積極的な社会参加を推進することを目的に、介護予防やレクリエーション、カラオケなど、日帰りで行う集いの場です。送迎あり。 場所:暮らしのサポートセンター等	
11	くらサポ寄り合い場	いつでもだれでも気軽に立ち寄ることができる「まちのお茶の間」です。 場所:暮らしのサポートセンター	
12	はくすいひろば	宮砥地区民が拠点「はくすい」で楽しく運動して交流しています。	
13	みんなのいえカラフル	竹田地区古町 旧松岡金物店を拠点として、交流の場と居場所づくりを目的とした施設です。食事をしたり、ゲームなどそれぞれの過ごし方をしています。	
14	Haru+(ハルトス)	地域の集い場でもあるハルトスでは乳幼児から高齢者まで様々な世帯間交流があり、とてにぎやかです。基本的には決められたスケジュールはありません。地域間交流等を通して、高齢者の居場所づくり、介護予防活動を実施しています。	
15	明治地区生きがいサロン	明治地区民が明治分館を拠点として楽しく会話や運動をしながら交流しています。	
16	認知症予防カフェ(よりそいカフェ)	認知症の方、介護する家族の方、地域の方が気軽に寄れるカフェです。	
17	ひまわり広場	2週間に1回、健康体操、レクリエーション、脳トレ、趣味を活かす、生け花、習字、絵画などを行います。	

その他の事業

No.	サービス名等	内 容
1	竹田市民教養大学	運営委員会を開催し、定期的に講演会を行っています。
2	健幸運動教室	ストレッチや簡単な筋トレ、生活習慣病予防講座など行っています。
3	フレイル予防湯中教室	竹田市は温泉利用型健康増進施設(連携型)を有し、市民・市外民問わず温泉を活用した健康づくりに取り組んでいます。 関節痛や、神経痛がある方、生活習慣病がある方に効果的な温泉の中での体操を行います。

対 象	問い合わせ先	電話番号
概ね65歳以上の高齢者	高齢者福祉課	63-4809
	竹田市社会福祉協議会	サロン用電話番号 63-4600
	高齢者福祉課	63-4809
	高齢者福祉課	63-4809
	高齢者福祉課	63-4809
市民	保険健康課	63-4810
男性		
概ね65歳以上の高齢者	竹田東部「陽だまり」	62-2122
	竹田西部「なんせい」	
	竹田南部「あけぼの」	
	竹田北部「双城」	
	荻「しらみず」	68-2266
	久住「りんどう」	76-0770
	直入「ゆのはな」	75-3380
	同上	同上
	宮砥分館	67-2001
	特定非営利活動法人 Teto Company	70-5194
		70-5987
	明治分館	62-3164
認知症の方 介護する家族の方 地域の方	竹田市地域包括支援センター	64-0310
概ね65歳以上の高齢者	ひまわり広場	70-5779

対 象	問い合わせ先	電話番号
概ね65歳以上の高齢者	生涯学習課	63-4817
市民	保険健康課	63-4810
概ね65歳以上の高齢者		

4 介護予防・日常生活支援サービス事業一覧

1. 介護予防訪問型サービス(第1号訪問事業)

- 要支援者の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

事業名		内容	対象者	実施者	実施期間	プラン	自己負担
訪問介護 (従前相当のサービス)	訪問型介護 予防事業	従来の介護 サービス	65歳以上 ①チェックリス トの結果事業 対象者 ②要支援1、要支 援2の該当者	介護保険事業所	3ヶ月～	ケアマ ネジメ ントA	負担割合 (所得段階)
サービス・活動A (多様な主体による サービス・活動)	ホーム ヘルプ事業	介護保険事業所 において自立し た生活の維持向 上をめざし在宅 生活を支援。	65歳以上 ①チェックリス トの結果事業 対象者 ②要支援1、要支 援2の該当者 ③継続利用要介 護者		3ヶ月～	ケアマ ネジメ ントA	負担割合 (所得段階)
サービス・活動C (短期集中予防 サービス)	プロ訪問 事業	専門職の指導で、 3ヶ月間集中して 個別介護予防プ ログラムによる 改善をめざす。	65歳以上 ①チェックリス トの結果事業 対象者 ②要支援1、要支 援2の該当者	・竹田市地域包括 支援センター ・社会福祉協議会 ・地域リハ支援セ ンター	3ヶ月間	ケアマ ネジメ ントA	なし

介護予防訪問型サービス事業所

事業所名	運営主体	住 所	電話番号	FAX番号	時間	従前	緩和
ヘルパーステーション竹田	竹田市社会福祉 協議会	〒878-0024 竹田市大字玉来1299-2	63-1545	63-1547	8:30～ 17:00	○	—
久住高原ホームヘルプ センター	社会医療法人社団 大久保病院	〒878-0204 竹田市久住町大字栢木574-34	64-7500	64-7502	8:20～ 18:00	○	—
医療生協竹田ヘルパー ステーション	大分県医療生活 協同組合	〒878-0011 竹田市大字会々3313-1	62-4076	62-4157	8:00～ 18:00	○	—
岡の苑訪問介護 ステーション	医療法人 雄仁会	〒878-0013 竹田市大字竹田1855	63-3837	63-3827	8:00～ 17:00	○	—
訪問介護事業所 ひまわり竹田	大分部品株式会社	〒879-6184 竹田市大字菅生木の上1169-2	64-8022	64-8023	8:00～ 17:00	○	○
訪問介護事業所 ひばり	有限会社 飛来来	〒878-0013 竹田市大字竹田1073	63-2866	63-2867	8:00～ 18:00	○	○



2. 通所型サービス(第1号通所事業)

- 通所型サービスは、旧介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

事業名		内容	対象者	実施者	実施期間	プラン	自己負担
通所介護 (従前相当のサービス)	通所型介護 予防事業	従来の 介護サービス	65歳以上 ①要支援1、要支援2 の該当者	介護保険 事業所等	3ヶ月～	ケアマ ネジメ ントA	負担割合 (所得段階) 食事代
サービス・活動A (多様な主体による サービス活動)	元気 はつらつ 事業	介護保険事業所 において自立し た生活の維持向 上をめざし在宅 生活を支援する。	65歳以上 ①チェックリストの 結果事業対象者 ②要支援1、要支援2 の該当者 ③継続利用要介護者			ケアマ ネジメ ントA	負担割合 (所得段階) 食事代
サービス・活動C (短期集中予防 サービス)	パワー アップ事業	専門職の指導で、 3ヶ月間集中して 個別介護予防プ ログラムによる 改善を目指す。	65歳以上 ①チェックリストの 結果事業対象者 ②要支援1、要支援2 の該当者	大久保病院	3ヶ月間	ケアマ ネジメ ントA	自己負担 なし
				竹田市地域包括 支援センター	3ヶ月間	ケアマ ネジメ ントA	自己負担 なし

介護予防通所型サービス事業所

事業所名	運営主体	住 所	電話番号	FAX番号	時間	休日	従前	緩和
悠々居デイサービス センター	社会福祉法人 偕俸社	〒878-0007 竹田市大字三宅1763-1	63-3201	64-0101	9:40～ 15:50	日曜	○	—
デイサービス 五つの実	医療法人 健伸会	〒878-0011 竹田市大字会々2576-1	63-9611	63-9588	9:00～ 16:00	日曜・祝日 8/14・15 12/31～1/3	○	○
Haru+ (ハルタス)	NPO法人 Tetocompany	〒879-6113 竹田市荻町恵良原2021-2	70-5194	70-5194	9:30～ 16:45	月、祝、 8/13～15、 12/28～1/3	○	—



3. 総合事業サービス組み合わせ表

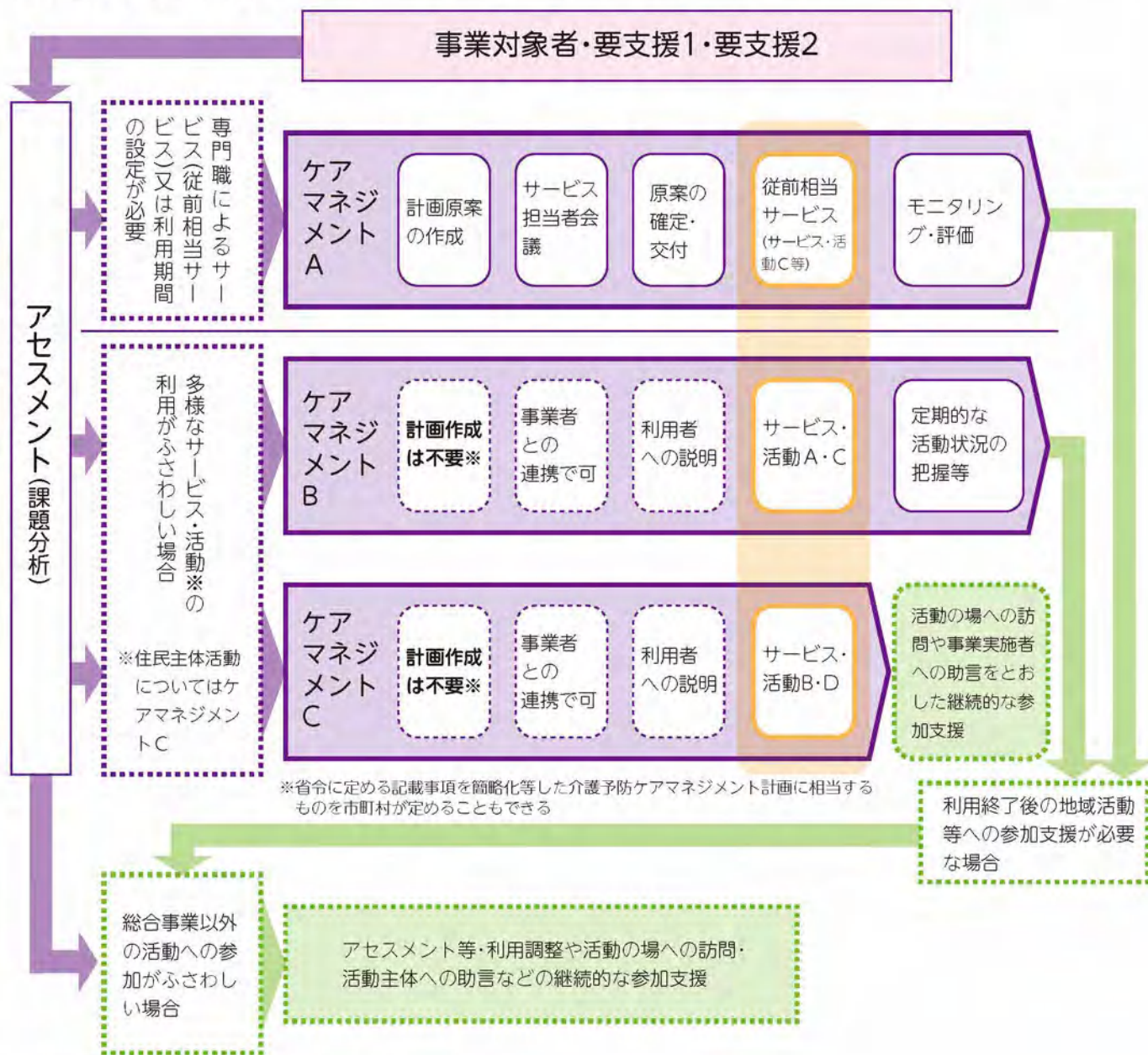
事業名		1.サービス・活動C (短期集中予防サービス)		2.サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動)	
		通所型	訪問型	通所型	訪問型
1.サービス・活動C (短期集中予防サービス)	通所型		◎	◎	◎
	訪問型		◎		
2.サービス・活動B (住民主体によるサービス・活動)	通所型	◎	◎	○	○
	訪問型	◎	◎		
3.サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)	通所型	×	◎	◎	◎
	訪問型	◎	◎	◎	◎
4.従前相当のサービス	通所型	×	○	◎	◎
	訪問型	○	○	◎	◎

※「◎」…通所型と訪問型、その他のサービスと併せて実施することを推奨。
安全管理上、個別指導(常時見守り・要介護)が必要な方は、目的に沿ったサービス利用を優先させること。

3.緩和した基準によるサービス		4.従前相当のサービス	
通所型	訪問型	通所型	訪問型
×	◎	×	○
◎		○	
◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎
	○	×	○
		○	×
×	○		○
○	×		

5 介護予防ケアマネジメントの実施手順

介護予防マネジメントは、高齢者の自立支援を考えながら、利用者と目標やその達成のための具体策を共有し、利用者が介護予防の取り組みを自分の生活の中に取り入れ、自分で次の目標を実現できる支援が求められます。



広告

灯油の配達 いたします

有限会社 渡部石油
 玉来SS

[営業時間] 月～土 7:00～19:00

竹田市大字吉田229-1

TEL (0974) 63-0122

FAX (0974) 63-2811



6 総合事業にかかるサービス毎のケアマネジメント

ケアマネジメ ントプロセス	事業サービス 計画	利用する サービス		サービス提供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3ヶ月後)
原則的なケアマネジメント (ケアマネジメントA)	作成あり	指定事業者 のサービス	サービス 担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング・ 評価	— (※1)	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)
			報 酬	基本報酬+初回加算 (※2)	基本報酬	基本報酬	基本報酬
		サービス・ 活動C(訪問 型・通所型)	サービス 担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング・ 評価	—	○	○	○
			報 酬	基本報酬+初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬
簡略化したケアマネジメント (ケアマネジメントB)	(ケアマネジメント結果の通知は必要) 作成なし	サービス・活 動A(委託・ 指定)のサー ビス	サービス 担当者会議	事業者との連携で可	×	×	×
			モニタリング等	—	×	×	定期的な 活動状況 の把握等
			報 酬	(基本報酬-①-②) +初回加算 (※3)	基本報酬 -①-②	基本報酬 -①-②	基本報酬 -①-②
初回のみケアマネジメント (ケアマネジメントC)		サービス・ 活動B・D(委 託・補助)の サービス	サービス 担当者会議	事業者との連携で可	×	×	×
			モニタリング等	—	×	×	×
			報 酬	(基本報酬+初回加算) を踏まえた単価 (※4)	×	×	×
		一般介護 予防・民間 事業のみ	サービス 担当者会議	×	×	×	×
			モニタリング等	—	×	×	×
			報 酬	(基本報酬+初回加算) を踏まえた単価 (※4)	×	×	×

(※1) 指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要

(※2) 基本報酬: 予防給付の単価をふまえた単価を設定

(※3) ①: サービス担当者会議実施分相当単位、②: モニタリング実施相当単位

(※4) 2月目以降は、ケアマネジメント費の支払いが発生しないことを考えて、原則的なケアマネジメントの報酬単価をふまえた単価

7 竹田市地域包括支援センター業務

竹田市地域包括支援センター【通称つるかめ】の業務について

1. 竹田市地域包括支援センターの法的根拠について

- ①平成18年4月1日 介護保険法一部改正により設置
【介護保険法第115条の46 第1項】

保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設



具体的には次のとおり

1. サービス基盤の整備
2. 個々の状況に応じた支援の提供
3. これらの各種サービスを有効に機能させるためのコーディネートを実施する地域包括ケアの中核機関

②センターの設置主体 市町村または委託運営を受けた法人が運営可能で竹田市は当初から社会福祉法人竹田市社会福祉協議会が受託し設置運営を行っている

③設置者の遵守基準は次のとおり

- 自立支援に努める
- 人員配置基準 三職種の配置必須(三職種とは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)
- 適切公平かつ中立な運営に努める

④設置区域

概ね人口15,000～30,000人または第1号被保険者3,000～6,000人に1か所設置
竹田市は人口規模から中央に1か所設置している。

⑤運営財源 市の委託金と介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

⑥法改正のたびに機能が強化される。



2. 地域包括支援センターの委託事業について

地域包括支援センターが委託している事業は次の9つの事業

- ・包括的支援事業の3事業(総合相談支援事業・権利擁護事業・包括的継続的ケアマネジメント支援事業)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防ケアマネジメント)
- ・社会保障充実分事業の2事業(認知症総合支援事業・地域ケア会議事業)
- ・地域リハビリテーション活動支援事業(転ばん隊囃め・かめ)
- ・介護保険福祉用具・住宅改修適正化事業
- ・重層的支援体制整備事業(多機関協働事業)

広 告

竹田市荻歯科診療所

TEL 0974-68-3263

予約外の方は電話確認をお願いします

一般歯科、小児歯科

入れ歯・義歯の作製、修理



竹田市荻歯科診療所

検索



住みよい
未来のために



総合建設業

株式会社 **恵大**

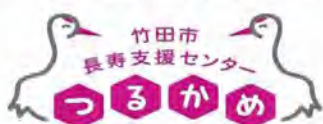
〒878-0033 大分県竹田市大字入田17-2

TEL.0974-64-0390 FAX.0974-64-0400

竹田市地域包括支援センター【つるかめ】の業務

事業名	内容
総合相談支援事業	介護に関することや、生活全般の困りごとの相談を受け付けています。必要な関係機関につなげます。
権利擁護事業	皆さんが安心して暮らせるように、様々な権利を守ります。 消費者被害や高齢者の虐待などに対応します。
包括的継続的ケア マネジメント支援業務事業	ケアマネジャーの支援や様々な機関とネットワークをつくり、暮らしやすい地域づくりを行います。
第1号ケアマネジメント 及び介護予防ケア マネジメント	介護予防のための相談を受け付け、その人に合ったサービスの提供、ケアプランの作成や自立のための予防事業への参加支援を行います。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族が安心して暮らせるようにお手伝いします。 物忘れが気になる方、認知症専門医受診や介護サービスを受けたい方、認知症の介護に困っている方、認知症予防をしたい方の相談を受けます。
地域ケア会議事業	ケアマネジャーが立てたプランに対して専門職の立場からアドバイスをいただき、課題解決を行う場として開催しています。
地域リハビリテーション 活動支援事業	住民主体の通いの場へ技術支援、介護職等へ技術支援、ケア会議のアドバイス支援を行っています。(利用する場合は書類の提出が必要)
短期集中予防サービスC	要支援1・2の認定を受けた方や事業対象者に対して運動方法の指導や日常生活動作指導、口腔、嚥下、栄養、コミュニケーション能力向上のための指導を行っています。 訪問型と通所型があり、利用者に合った運動方法を指導します。 (利用する場合は、プランが必要)
住宅改修・福祉用具貸与 購入の事前調査	介護保険を利用して住宅改修や福祉用具の貸与又は購入を行う場合にその方の状態にあった福祉用具や手すり等の取り付け位置の提案等をアドバイスさせていただきます。(利用する場合は書類の提出が必要)
多機関協働事業	解決が難しい複雑化、複合化した事例を相談事業所から受け、支援の調整や役割分担、支援の方向性を一緒に考え相談事業所を支援する役割があります。

困ったことがあったらお気軽に相談してください。



(相談窓口)

電話 0974-64-0310

広 告

測量・設計・施工管理・3次元測量
測量業登録：第(3) 34343号


LINES TECH

株式会社 ラインズテック

代表取締役 副田 祐二

〒878-0006 大分県竹田市大字平田 2188 番地
TEL:0974-63-1500
FAX:0974-63-1533
URL:https://linestech.jp E-mail:line-tech@email.plala.or.jp

土木建設業

 有限会社 東建設

代表取締役 石藤基弘

竹田市大字吉田331-1
TEL 0974-64-0082
FAX 0974-64-0083



安心して暮らせる竹田へ

お客様の
ライフスタイル・自然との
調和を大切に空間づくり

左官工事・リフォーム工事

株式会社 高橋工業

竹田市荻町恵良原 1983-2
TEL 0974-68-2333

8 竹田市の認知症に関するサービス

竹田市の認知症に関する取り組み

名称	内容	連絡先
竹田市高齢者等見守りSOSネットワーク	ひとり歩きの恐れのある認知症高齢者が行方不明になった場合、早期に発見できるようにする事前登録システムです。	竹田市役所 高齢者福祉課 ☎63-4809 竹田市地域包括 支援センター ☎64-0310
竹田市緊急通報装置貸与事業	コールセンターが24時間365日、緊急通報や生活相談を受け付け、適切な対応を図ります。据え置き型と携帯型があります。 対象者：一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯 一人暮らしの重度身体障がい者等	竹田市役所 高齢者福祉課 ☎63-4809
GPS機器設置費用助成事業	ひとり歩きの恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった場合、家族等の要請に応じてコールセンターが居場所を探知し、家族・警察等に知らせ、発見することができます。 対象者：概ね65歳以上の認知機能障害または認知症の方で、高齢者見守りSOSネットワークに登録している人。	
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	対象者が日常生活に起因する偶発の事故により、他人の身体または、財物に損害を与えたこと等により、被保険者及びその家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合にその損害補償を行います。 対象者：高齢者等見守りSOSネットワークに登録しており、在宅で生活している人。	
認知症サポーター養成講座	認知症に関する基本的な知識や対応方法を学べる講座を開催。小学校・中学校・住民・企業向けに開催します。	竹田市地域包括 支援センター ☎64-0310
認知症キャラバン・メイト連絡会	認知症サポーター養成講座の講師役の技術向上のため情報共有や研修会を開催します。	
認知症普及啓発月間	認知症普及啓発月間の9月に認知映画の上映会や市立図書館でのパネル展示等を行い普及啓発を行います。	
脳の健康度測定会	脳活性化アプリを使い脳の健康度を測定し、認知症予防のアドバイスを実施します。	
いきいき運転健康教室	高齢者が安全な運転が継続できるため、講話や脳の健康測定、体力測定等を実施します。	
認知症地域支援推進委員	認知症でお困りの方の相談、訪問を行い、適切なサービスへつなぎ当事者や家族への支援を行います。	
認知症初期集中支援チーム	専門職が認知症などでお困りの方を訪問し、かかりつけ医や専門医と連携しながら適切な治療につなげ生活へのサポートを行うチームです。	
認知症出前講座	サロンや公民館を利用して、認知症や予防等について講話を実施します。	
認知症オレンジネットの会	関係機関の専門職との情報共有とスキルアップの向上を図り研修会を開催します。	
地域ケース会議	サービス利用希望者や困難を抱えている高齢者の課題について、介護・福祉・地域で問題を解決し、地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための話し合いの場です。	
チームオレンジたけた	認知症サポーターステップアップ講座の修了者で組織し、通いの場の開催や介護者家族の会、よりそいカフェなどの支援を行うボランティアチームです。	
よりそいカフェ	認知症の方や家族、地域の方、医療や福祉の関係者が気軽に参加し交流する場です。	竹田市心の相談 支援事業所 ☎63-3346
竹田市介護家族の会「笑顔の会」	認知症の方や要介護者の方を介護している家族が集い情報交換や交流の場として開催しています。(竹田地域、久住地域、直入地域)	
認知症疾患医療センター	こころの健康に関する本人、家族の相談支援を行います。	

※詳細は「認知症ガイドブック」をご覧ください。

9 転ばん隊 噛め・かめ

竹田市地域包括支援センター(つるかめ)の【転ばん隊 噛め・かめ】を知っていますか？

転ばん隊 噛め・かめ とは…

- 介護予防の支援をする専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・管理栄養士)のチームです。
- 自立を目指すための短期集中予防サービスや住宅改修を適正に行うためのお手伝い、竹田市地域リハビリテーション活動支援事業を行っています。

短期集中予防サービスC

- 利用者それぞれに合った運動方法の指導、日常生活の動作指導、自宅環境改善の提案、口腔ケア指導、嚥下機能向上、コミュニケーション能力向上のための指導など、住み慣れた自宅で自立した生活を続けていくためのお手伝いをさせていただきます。
- 対象者は**要支援1・2の認定を受けた方**、**事業対象者(基本チェックリストで生活機能の低下が認められた方)**です。利用料は**無料**です。
- 利用する場合は**ケアプランが必要**です。

《訪問型》

- 専門職が訪問し、3ヶ月の短期間で行う。
- 訪問回数は3ヶ月間に最大7回まで。

《通所型》

- 開催日:毎週火曜日 13:30～15:30 ● 期間:3ヶ月
- 開催場所:竹田市総合社会福祉センター いきいき交流センター
- 送迎:必要な方に行います。

住宅改修・福祉用具貸与購入の事前調査

- 介護保険を利用して住宅改修や福祉用具の貸与または購入を行う場合に、その方の体の状態に合った手すりの取り付け位置の提案、歩くときにどのような道具を使用することが良いか等をアドバイスさせていただきます。
- 調査時は担当ケアマネジャー、担当者と一緒に自宅を訪問します。**ご本人様の同席をお願いします。**
- 利用する場合は**調査申し込み書類の提出が必要**です。提出は竹田市高齢者福祉課 介護保険係へお願いします。

竹田市地域リハビリテーション活動支援事業

- 住民運営の介護予防活動への技術支援、介護職員等への技術支援、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるアドバイス支援などを行います。
- 地域リハビリテーション活動支援事業は高齢者の支援者(ケアマネジャー、介護職員、ヘルパーなど)へ専門職が支援を行うものです。
- 利用する場合は**申し込み書類の提出が必要**です。



【転ばん隊 噛め・かめ】についてのお問い合わせは
竹田市地域包括支援センター 電話:0974-64-0310

広告

新築工事・増改築工事
その他各種工事承ります。

 **藤部建築**
藤部 俊幸

 〒878-0201
大分県竹田市久住町大字
久住 7677-1
TEL/0974-64-3861

生活相談課の業務概要

★断らない相談支援
★伴走型支援

★かわり続ける支援
★支援を届けるアウトリーチ



1 福祉なんでも相談

どのように解決すればよいか、どこに相談したらいいかわからないといった様々な問題について多様な相談を受け、内容によっては他の機関等と連携したり紹介したりします

※1 家族以外との交流がない等、親なき後についても相談をお受けします。

2 生活困窮者自立支援事業 竹田市からの受託事業

自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、住居確保給付金の受付など

※合同企業就職相談会の開催

※生活保護申請の支援やハローワークへの同行もしています。

3 生活福祉資金の貸付(県社協事業の受付窓口)

● 福祉費

技能習得費用、障害者用自動車の購入費用など

● 緊急小口資金

一時的に不足する生活費の補填(給与つなぎなど)

● 総合支援資金

失業世帯等の生活再建に係る相談支援と資金貸付

● その他

教育支援資金、不動産担保型など

※介護福祉士や保育士資格取得のための就学には有利な貸付があります



4 日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

契約に基づき、金銭管理や書類保管などを行う

5 権利擁護・成年後見支援 竹田市からの受託事業

- 成年後見制度に関する相談、広報活動、後見人の支援など
- 後見に係る地域連携ネットワークの構築
- 専門職調整委員会の開催(後見人等候補者の推薦)
- 権利擁護への対応(DV・虐待、消費者被害、ひきこもり対応など)
- 法人後見の実施(市社協単独)

6 介護予防事業対象者把握事業 (高齢者相談訪問) 竹田市からの受託事業

介護保険対象者(要介護者)を除く高齢者
介護予防事業の対象者の把握と事業の紹介
※竹田、岡本、豊岡は悠々居が担当

7 その他

- フードバンク 緊急食糧支援(主に県社協より提供)
賞味期限内でまだ十分食べられるにもかかわらず、ハコが壊れたり、印字ミスなどで販売できない食品などを、企業や家庭から寄付してもらい、必要としている人や団体に無償で提供
- 福祉機器貸出事業
介護用ベッド、車いすの貸出

《問い合わせ先》

竹田市社会福祉協議会 生活相談課 電話:63-1551

竹田市権利擁護・成年後見支援センター

- ◎ 権利擁護(生活困窮、虐待やDV、消費者被害、ひきこもり等)のご相談をうかがいます。
- ◎ 成年後見制度に関するご相談をうかがいます。

地域の関係機関(市役所、弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所等)と連携し対応いたします。
どうぞお気軽にご相談ください。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方々に対し、後見人等の支援者を選任し、福祉サービスの契約や財産管理などを行う等、その方が地域で安心して暮らせるように支える制度です。

あなたや、まわりの方にこんな困りごと、心配ごとはありませんか？

消費者被害など、
不利益な契約を
してしまった



暮らしのサービスが
うまく使えない



認知症、知的障がい、精神障がいなどの
理由により判断能力が不十分で…

障がいのある子どもの
将来が不安…等々

書類等の手続きが
わからない



お金の管理が
うまくできない



成年後見制度はこのような不安を解消できます。

※頼れる親族がない場合も、後見制度で補える場合があります。

ご相談
無料

竹田市権利擁護・成年後見支援センター

TEL 63-1551(平日の午前8時30分～午後5時) FAX 63-1050

〒878-0011 竹田市大字会々 1650番地

社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会(生活相談課 内)

日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

判断能力に不安のある高齢者や障がい者で日常生活の判断にお困りのある方々が、地域で安心して暮らせるようにお手伝いをします。

(基本サービス)

①福祉サービスのお手伝い

- ☆福祉サービスを利用したいけど、良くわからない。
- ☆福祉サービスの利用料の支払いができない。
- ☆今、受けているサービスに不安があるが、どうしたらよいかわからない。



(選択サービス)

②日常生活に必要な手続きのお手伝い

- ☆住宅改造や住居の賃借について、どうしたらよいのかわからない。
- ☆住民票の届出などの行政手続きがよくわからない。
- ☆日常生活上の消費契約の手続き方法がわからない。

③日常的なお金の出し入れのお手伝い

- ☆年金や福祉手当の受け取りがうまくできない。
- ☆公共料金や税金の支払いが滞りがちである。
- ☆家賃やヘルパーの食材費などの支払いをして欲しい。
- ☆計画的な金銭管理ができないので、生活費を定期的に届けて欲しい。



④大切な書類などのお預かり

- ☆通帳や印鑑を紛失してしまう。
- ☆土地の権利書や年金証書などの大切な書類の保管に不安がある。



利用するにはどうしたらいいの？

相談を受けて説明に訪問し契約できるか審査します。
契約はいつでも解約出来ます。

利用するのにいくらかかるの？

契約後の生活支援員による援助 1回あたり 1,330円
大切な書類などのお預かり 1か月あたり 500円
生活保護を受けている方は利用料無料です。

《問い合わせ先》

竹田市社会福祉協議会 生活相談課
電話：0974-63-1551(あんしんサポートセンター竹田)

竹田市在宅医療・介護連携支援相談室

高齢者の増加・価値観の多様化に伴い、病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められています。このため、医療と介護が連携し、住み慣れた竹田市で包括的、継続的な在宅医療及び介護が提供できるよう支援します。

具体的には

在宅医療・介護連携に関する相談内容

- 急変時の対応について
- レスパイト入院(家族の負担軽減を目的に入院させること)について
- MSCについて ※P28参照
- 訪問診療・訪問看護に利用について
- その他の医療相談
(リハ・薬剤等)



設置場所

竹田医師会病院 地域医療連携室内

窓口開設日

月曜日から金曜日

※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季(8月13日～8月15日)、及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

窓口開設時間

午後1時から午後5時まで

事業主体

竹田市



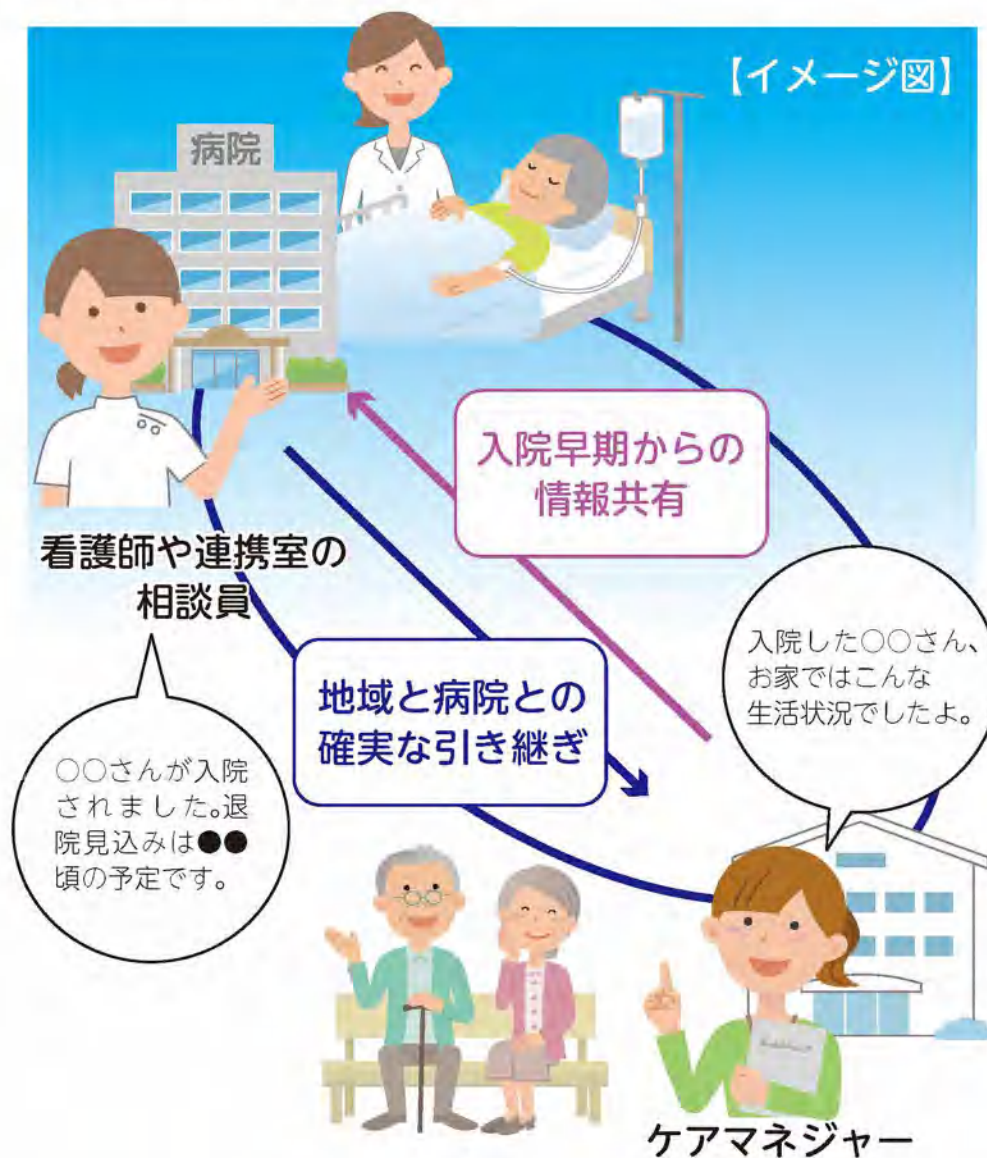
《連絡先》

竹田市在宅医療・介護連携支援相談室 コーディネーター:田部
 〒878-0025 大分県竹田市大字拝田原448番地
 TEL080-1791-6777 FAX0974-62-2303
 E-mail:taketa-renkeishien@tmah.or.jp

入退院時情報共有ルールとは？

- 患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルール(どのような患者を、どのタイミングで、どのような情報を、どうやって共有するか)

医療と介護が連携することで、入院から在宅へ、切れ目のない支援を提供し、退院後のスムーズな療養生活への移行と状態悪化の予防を目指します。



入退院に伴う病院とケアマネジャーとの情報共有ルール～豊肥圏域版～

～ルールの目的～

- 入院から在宅へ、切れ目のない支援を提供することによって、住民が安心して退院後の療養生活をスタートさせ、退院後の状態悪化を予防できるようにするため、医療と介護の連携強化を推進することを目的としています。

1 入院時の情報共有手順

(1) 連絡するタイミング及び方法

病 院	ケアマネジャー
①入院時にケアマネジャーが関わっているか介護保険証等を確認します。 ②介護認定を受けており、担当ケアマネジャー、もしくは事業所名を把握できた場合は、概ね3日以内にケアマネジャー又は事業所へ連絡します。 ③介護保険証等で確認ができない場合は、市の担当課へ相談します。	①要支援・要介護認定を受けている利用者が入院したことを把握したら、概ね3日以内に自分が担当ケアマネジャーであること(事業所名、連絡先)を病院へ連絡します。 ②さらに、既存の連携シートやフェイスシート等を利用して、概ね1週間以内に訪問等にて、病院へ情報提供します。シートの作成が間に合わない場合は、取り急ぎでの連絡で情報提供します。

(2) 入院時の情報共有を確実にするための工夫

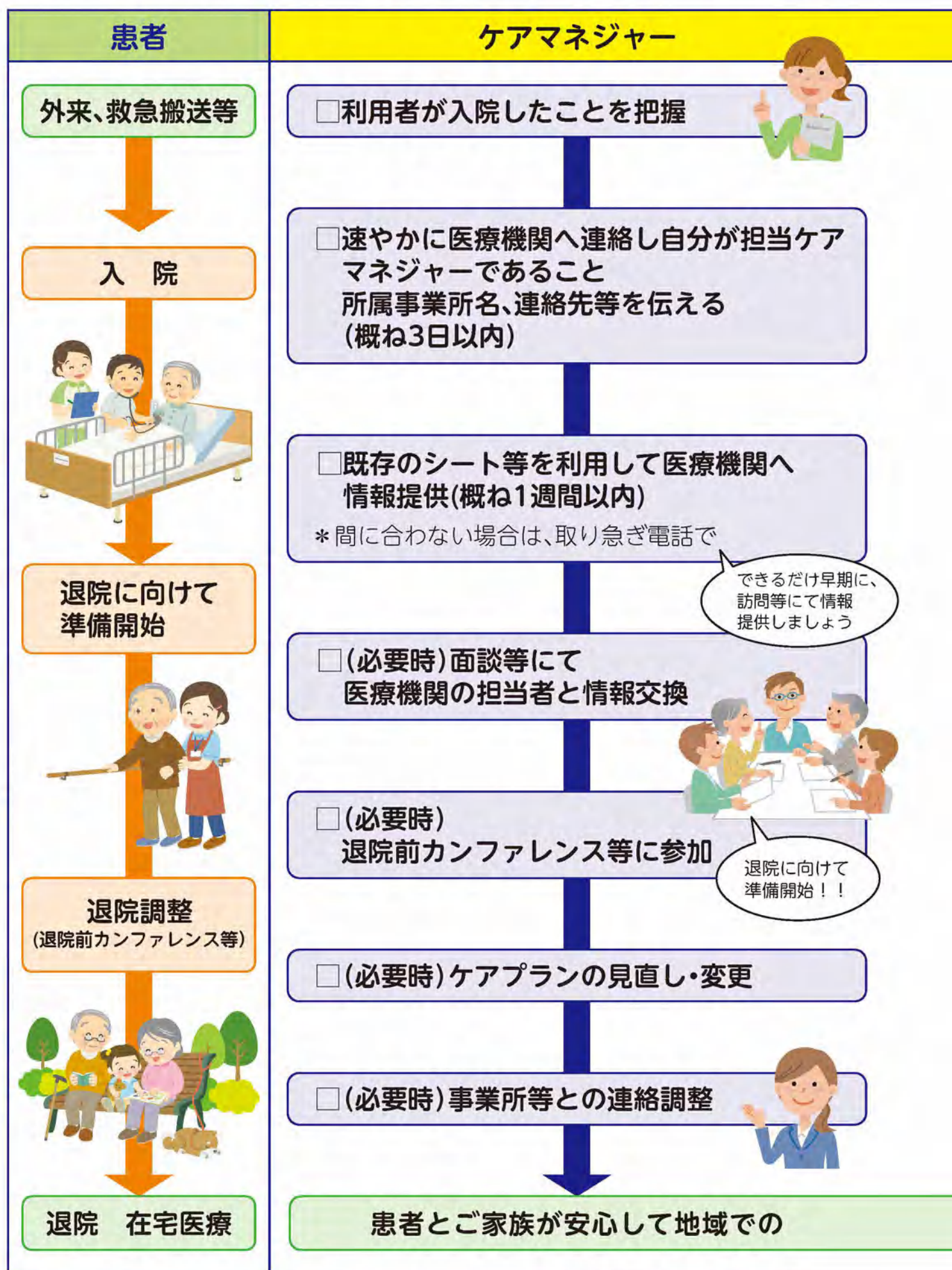
- ☐ 利用者と家族に、ケアマネジャーの名刺(連絡先)を介護保険証、医療保険証、お薬手帳等と一緒に保管するように伝えます。
- ☐ 利用者と家族が携帯電話を所有している場合は、介護サービス利用時に介護ケアマネジャーの名前と連絡先を登録してもらうように伝えます。
- ☐ 日頃から、利用者、家族に入院したらケアマネジャーに連絡するよう伝えます。
- ☐ 入院連絡後、ケアマネジャーはできるだけ病院に顔を出すようにします。

2 退院に向けた情報共有の手順

(1) 情報共有を行う患者: 退院する患者

(2) 病院からケアマネジャーへ連絡するタイミング及び方法

要支援・要介護認定を受けている場合 (ケアマネジャーがいる場合)	要支援・要介護認定を受けていない場合 (ケアマネジャーがいない場合)
①病院は、退院の目処がついたら早期に担当ケアマネジャーへ連絡します。 入院時連絡の段階で、退院見込み時期がわかる場合は、その時に退院見込み時期も伝えます。 ②入院中の状態変化等により退院時期が大きく変わりそうな場合は、早期に病院からケアマネジャーへ連絡します。 ③退院前のカンファレンスや、試験外泊にケアマネジャーが参加できるように調整します。 ④退院前に病院からケアマネジャーへ連携シート等で情報提供します。間に合わなければ、取り急ぎ電話で退院見込み時期のみ連絡します。 治療状況やリハビリ状況、在宅での留意点等も併せて情報提供します。	①病院は、P27「介護保険未認定の場合に情報共有が必要な患者の基準」を参考に、患者・家族の了解を得て、地域包括支援センターに連絡します。 ②介護保険の申請が必要かどうかは、入院後早期に検討します。 ③介護保険の申請が必要でない場合も、基本チェックリストを実施して介護予防事業対象者に該当した場合は、承諾を得て地域包括支援センターに連絡します。



医療機関



☐ 介護保険証、ケアマネジャーの関わり等を確認

あり

☐ 速やかにケアマネジャー又は事業所へ連絡
(概ね3日以内)

☐ 退院の目処がついたらケアマネジャーへ連絡

*わかった時点で
早期に連絡する

☐ カンファレンスや試験外泊等にケアマネジャーが参加できるように調整・連絡

☐ 看護サマリーや連携シート等でケアマネジャーへ情報提供

*治療状況、リハビリ状況、在宅での留意点等

なし

☐ 介護予防または介護保険の申請が必要

YES

下記項目のいずれかに該当

- ☐ 立ち上がりや歩行に介助が必要
- ☐ 食事に介助が必要、栄養状態に問題あり
- ☐ 排泄に介助が必要、ポータブルトイレ使用中
- ☐ 日常生活に支障を来すような症状がある認知症(疑い含む)
- ☐ がん末期(ADLは自立していても)
- ☐ 新たに医療処置が追加
- ☐ 独居等で、服薬管理、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要

YES

☐ 介護申請を検討

☐ 地域包括支援センターへの相談を勧める
*同意を得て包括にもその旨を連絡

【連絡先】

竹田市地域包括支援センター 0974-64-0310

NO

☐ 基本チェックリストを実施
(事業対象者の該当の有無を確認)

事業対象者に
該当した場合

☐ 介護予防事業の利用を検討

☐ 本人と家族に地域包括支援センターへの紹介の承諾を得る

(基本チェックリストに同意欄あり)

生活を送られるよう、確実に情報共有しましょう！

メディカルケアステーション(MCS)

竹田市では、在宅医療・介護連携の推進には、多職種間でのコミュニケーションが円滑に行われることが重要という観点から、令和2年9月からメディカルケアステーション(MCS)を導入しました。令和6年10月末現在で150名の登録があり、利用者も増加しています。

医療介護従事者専用開発されたチャットツール

- ・操作がとても簡単！直感的に操作できるツールです。
- ・文章だけでなく、写真、ファイル、動画など様々なデータを共有できます。
- ・「誰も置き去りにしない」医療介護従事者の方は無料でご利用いただけます。
- ・パソコン、スマホ、タブレットなど、様々な端末で使えます。(ガラケーは使えません)

MCSとは…

- ・医療介護従事者だけの任意のグループ(全ユーザー公開or 非公開)
- ・地域の掲示板、勉強会のやり取りなど
- ・患者、利用者ごとのグループ(患者とその家族も参加可能)
- ・患者、利用者のやり取り(個別にメンバー設定可能)
- ・自分の事業所だけのグループ
- ・1対1のやり取り

理想の医療
介護チーム
連携を実現する
MCS!



患者・利用者を中心とした
多職種のやりとり

どこでも使える連絡帳
のようなもの

患者・利用者ごとに
「メンバー」を設定可

患者・利用者と
その家族もやりとり可能



こんなお悩み ありませんか？

- 患者さん・利用者さんの情報は関係者にもっと手軽に、詳細に情報共有したい
- 電話では相手の都合が気になる、FAXや連絡ノートは相手が見たか再度確認が必要
- 患者さん・利用者さんと必要なときに必要なコミュニケーションをとりたい
- 困った時や学びたい時に相談できる環境がほしい

MCSでできること

「見るだけ」でわかる

患者・利用者に関する参加メンバーの書き込みや資料を見ることができる

「リアルタイム」「時系列」でわかる

情報は書き込まれたらすぐに見ることができます。時系列で表示されるため、前後の流れと最新情報がわかる

患者・利用者ごとに 情報がわかる

登録情報(病歴・連絡先など)、やりとり、資料などが患者・利用者ごとに集まっているため、情報を探す手間が減り、紛失をすることもなくなる

MCSで伝える

「書き込む」ことで伝える

連絡したいこと、共有したいことをリアルタイムで書き込むことができ、参加メンバーは好きなときに確認できる

「動画」「画像」「ファイル」で伝える

手書き資料の写真や撮影した動画、PDFやワード、エクセルなど様々なファイルを簡単にアップできる

患者を中心としたグループでは関係者全員に。

特定の方を絞り込んだり、1対1でのやりとりも可能。関係者しかいないので、個人情報も安心して取り扱うことができます。

《MCSに登録する場合は》

竹田市在宅医療・介護連携支援相談室のコーディネーターに連絡をお願いします。

携帯TEL:080-1791-6777

FAX:0974-62-2303

12 生活支援体制整備事業

(目的) 介護保険法第115条の45第2項第5号

地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、NPO法人、民間企業、協同組合、介護ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としています。

(内容)

(1) 協議体の設置

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置**することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う
- 地域づくりにおける意識の統一を図る
- 情報交換の場、働きかけ

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。
※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
 - コーディネーター
 - 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)
- ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。



広 告

「おまかせください」
ちょっとしたお困り事でも

家財等
廃棄処分

大工仕事

庭木
剪定

草刈り

お墓掃除

SC 公益社団法人
豊肥地域シルバー人材センター

会員募集中!! 60歳以上の
会員募集中!

竹田市大字竹田1501番地2
☎ 0974-62-3777

(2)生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワーク**や**既存の取組・組織等**も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発** 第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築** 第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** 第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態は問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。



	活動エリア	取組みの内容
①第1層 生活支援 コーディネーター	竹田市全域	【資源開発】 ●地域ケア会議や地域の実情から不足するサービス、必要となる人材や担い手の養成・発掘、助け合い活動の場の確保などにつなげる。 活動のための講座の開催の推進 【ネットワーク構築】 ●第1層協議体(竹田市ささえあいネット)の運営や関係者間の情報共有と連携を強化していくネットワークづくり。 地域共生社会実現会議の事務局 【実態把握や連携】 ●見出されたニーズと必要な取組みのマッチングのための実態調査や行政との調整、包括支援センター、社会福祉協議会、様々な地域の団体との連携調整 地域ケア会議への参加 第2層協議体、第2層生活支援コーディネーターとの連携
②第2層 生活支援 コーディネーター	日常生活圏域 (17地区)	【ネットワーク構築】 ●第2層協議体の設置と運営 ●地区社会福祉協議会と連携し、地域に関わるあらゆる組織や団体などと情報共有し、地域の中でできる支え合いや助け合いのしくみを創出していく ●よっちはなそう会や懇談会の開催支援 【第1層協議体との連携】 ●第1層生活支援コーディネーターと連携し、日常生活圏域における資源開発やネットワーク構築を推進 ●第1層協議体への参加

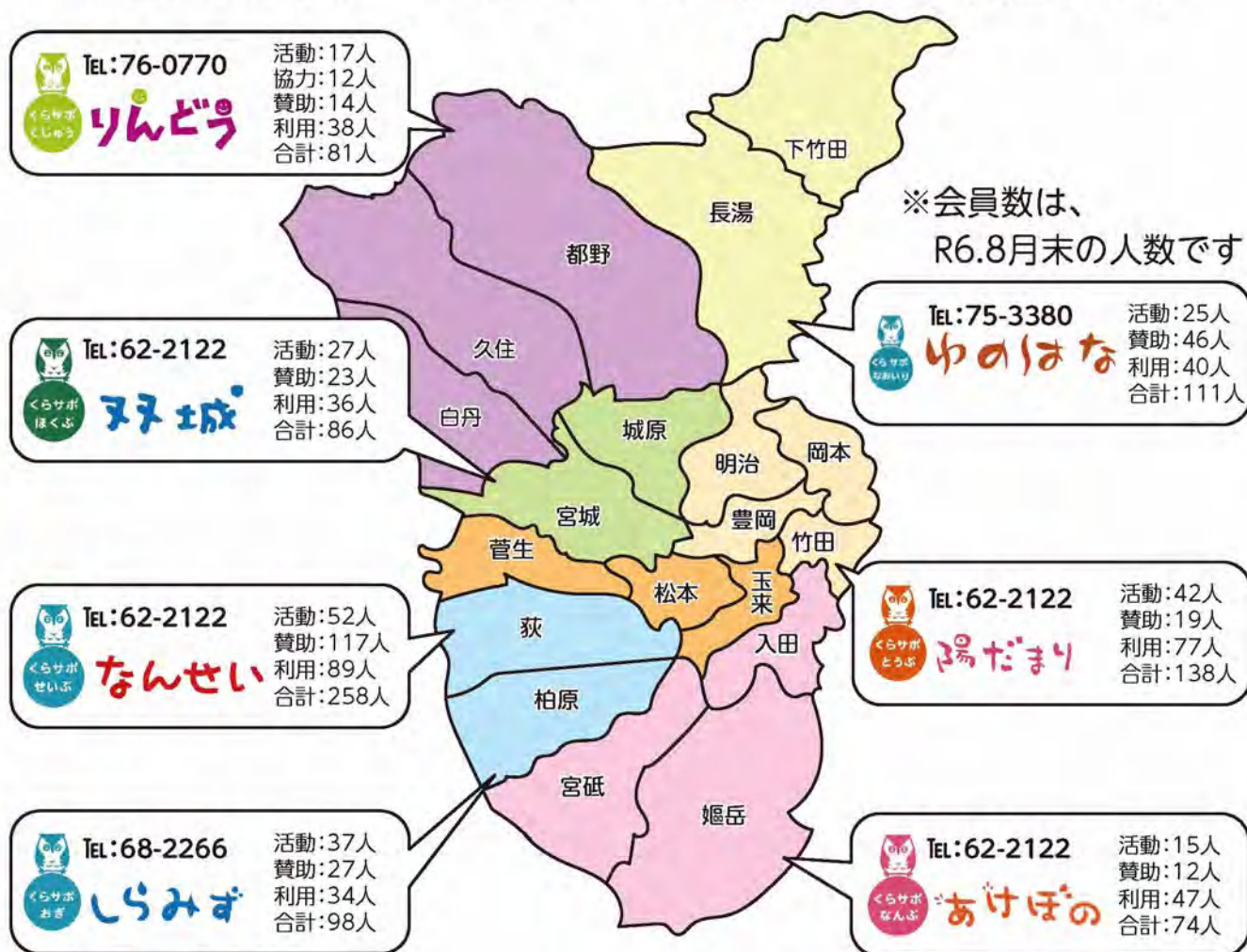


●「住民同士で支え合う」地域づくりのお手伝い 暮らしのサポートセンターについて

暮らしのサポートセンターは、地域住民の支え合いの気持ちを基本とし、高齢であっても障がいがあっても、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して活動しています。暮らしのサポーター養成セミナーを受講した地域の方を中心に、介護保険などの公的サービスだけでは補えない、**暮らしのちょっとしたお困りごと**を、できる時にできる範囲でお手伝いします。

寄り合い場(久住りんどうのみ) いつでもだれでも気軽に立ち寄ることができる 「地域のお茶の間」	●平日9時～17時(土・日・祝日を除く) ●参加は無料です。 ご近所お誘いあわせで、自由にお過ごしください。
くらサポ広場 介護予防教室や健康づくり教室、レクリエーション、 楽しいゲーム、カラオケ など	●開催時間:10時～15時 ●参加料300円 昼食300円～ ●送迎があります。 ※詳しい日程は、お問い合わせ下さい。
「ちょっと困り」のお手伝い (有償生活支援サービス) 買い物支援、家事援助、話し相手・見守り、外出支援、ゴミの分別、 ゴミだし、季節の衣類整理、草取り・草刈り、軽農作業など	●1時間800円 30分400円 (草刈りなど機械使用時は1時間1,000円、30分500円) ※広場と生活支援サービスをご利用になる際は、会員登録をお願いします。(年会費1,000円)

暮らしのサポートセンター位置図(旧中学校校区ごと)



13 竹田市の高齢者福祉サービス

在宅サービス

事業名	対象者	内 容	申請窓口												
老人日常生活用具	(電磁調理器) ●概ね65歳以上で防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等 (火災警報器・自動消火器) ●概ね65歳以上の要介護度1～5の高齢者	要介護高齢者及び一人暮らしの高齢者に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、電話を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 ※市民税課税世帯は対象外	高齢者福祉課 高齢者支援係												
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	●概ね65歳以上の一人暮らし等で、家に閉じこもりがちな高齢者 ●介護保険サービス(通所介護)を利用していない方(要相談)	高齢者等の社会的孤独感を解消するとともに、生活指導や機能訓練を行い要介護状態となることを予防する事業 営生地区:生きがいサロン 荻 地 域:シニアクラブ 久住地域:ゆう・遊クラブ	高齢者福祉課 高齢者支援係												
「食」の自立支援事業(配食サービス事業)	●概ね65歳以上の一人暮らし高齢者など ●65歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者・身体障害者	自立支援の観点から食の確保と安全確認を目的に配食サービスを行います。 (1食あたり) <table border="1"> <tr> <th></th><th>市民税 非課税</th><th>市民税課税 (均等割)</th><th>市民税課税 (所得割)</th></tr> <tr> <td>主食あり</td><td>350円</td><td>450円</td><td>550円</td></tr> <tr> <td>主食なし</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td></tr> </table>		市民税 非課税	市民税課税 (均等割)	市民税課税 (所得割)	主食あり	350円	450円	550円	主食なし	300円	400円	500円	高齢者福祉課 高齢者支援係
	市民税 非課税	市民税課税 (均等割)	市民税課税 (所得割)												
主食あり	350円	450円	550円												
主食なし	300円	400円	500円												
在宅介護用品費支給事業	●要介護度3～5の方を在宅で介護している方で市民税非課税世帯の方 ※要介護者が病院・施設に入院・入所している場合は対象外	在宅で要介護3～5の方を介護している方の介護用品に係る経済的負担を軽減する。 ・申請のあった日の翌月から月額8,000円を上限として給付券を交付(96,000円/年) ・助成対象となる介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤等	高齢者福祉課 高齢者支援係												
在宅寝たきり者等介護手当支給事業“介護慰労金”	●要介護3～5で1年以上在宅で寝たきりの状態の方を介護している方 ※要介護者が病院・施設に入院・入所している場合や特別障害者手当を受給している場合は対象外	在宅で寝たきりの状態の方(要介護3～5)を介護している方の精神的、経済的負担を軽減する。 ・月額5,000円を年2回(9月、3月)に分けて支給(60,000円/年)する。	高齢者福祉課 高齢者支援係												
はり・きゅう・あん摩マッサージ助成事業	●市内に在住の65歳以上の方	市が指定するはり・きゅう・あん摩マッサージ施設を利用する費用の一部を助成する。 ・1回の施術に対し1,000円分の助成を利用証により行う。(6,000円/年)	高齢者福祉課 高齢者支援係												



施設サービス

事業名	対象者	内 容	問い合わせ先
生活支援 ハウス・ホーム	●市内に在住の60歳以上の方で、一人暮らし、または夫婦のみの世帯や家族からの援助がなく、在宅での生活が困難な世帯 ※自立した人が対象	在宅での生活が困難な方に対して、支援、居住、交流機能を総合的に提供する。 ・食事は入居者が自炊。介護保険サービス（ヘルパー等）や配食サービスの利用は可能 ・入居者は、収入により定めた使用料と実費（電気料、水道料等）を支払う。 ・荻支援ハウス11室 竹田市高齢者支援ホーム9室	高齢者福祉課 高齢者支援係
養護老人ホーム	●65歳以上で家庭や経済的理由などにより在宅での生活が困難な方 ※自立した人が対象	在宅での生活が困難な高齢者に対し、健全で安らかな生活を送るための養護の環境を提供する。 ・入所判定委員会（2ヶ月に1回）で措置の可否を審査 ・入所適当の判定を受けた場合、待機者名簿の最後に登載 ・入所者及び入所者の扶養義務者は、収入により定めた負担金を支払う。 竹田市一久住高原南山荘など	高齢者福祉課 高齢者支援係

その他

事業名	対象者	内 容	問い合わせ先
高齢者虐待への対応	●在宅生活をする65歳以上の方とご家族等 ●高齢者施設に入所する方とその施設従事者等	地域包括支援センターとともに啓発・周知、相談窓口、相談への対応、訪問調査・立入調査、分離措置等の実施	高齢者福祉課 高齢者支援係 竹田市地域包括支援センター
成年後見制度 利用支援事業 竹田市権利擁護・ 成年後見支援センター	●精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がい等）により判断能力が不十分な方	・判断能力が不十分で権利擁護する必要がある方に対する市長申立の実施 ・申立費用、後見人の報酬の補助 ・竹田市権利擁護・成年後見支援センター（☎63-1551）が相談・紹介を行う	竹田市地域包括支援センター 竹田市社会福祉協議会 生活相談課
ボランティアポイント	●要介護（要支援）認定及び事業対象者認定を受けていない、65歳以上の高齢者	元気な高齢者がボランティア活動を通して、地域貢献することを応援するため、ボランティアポイントの取り組みを行っています。 市に登録された受入指定事業所でボランティア活動をした場合に、ポイントが付与されます。	高齢者福祉課 介護保険係



竹田市緊急通報装置貸与事業 「愛ことば見守りサービス」

何かあった時
どこに連絡
したらいいのか
分からない

気軽に
相談できる
人がいない

最近
身体の健康
が心配

家族が近くに
住んでいない
ので心配



利用料
880円／月(税込)
設置費無料



そんな方「愛ことば見守りサービス」につないでみませんか？

ご家族と離れて暮らしておられる方、お一人で暮らしておられる方、その心配を解消します。

1 ボタンを押すと…



緊急通報装置(据置型)



緊急通報装置(携帯型)

相談通報

日常生活の相談や身体の相談
など、どんな相談でも24 時間
対応します。

2

オペレーターが状況の
確認や相談に応じます

安否確認・お元気コール

安否確認

コールセンターにて安否確認
を行います。

お元気コール

コールセンターより月1回連
絡を入れます。

緊急通報

かかりつけの先生や消防、警察
など通報内容に応じた対応を
行います。

3

オペレーターが通報内容
に応じた対応を行います

生活支援

日常生活の相談に応じた対応
を行います。

《申請窓口》 竹田市高齢者福祉課 電話:0974-63-4809



高齢者の「もしも！」のために 「救急情報シート」

万が一の救急搬送の際に迅速な対応につなげるために、家族の連絡先や医療機関の情報等を記入する「救急情報シート」を配布しています。

「救急情報シート」は、75歳の誕生日を迎える高齢者に対して郵送する他、本庁高齢者福祉課、各支所市民係、市内の医療機関、豊後大野市民病院に設置しています。

安心・安全な生活のためにご活用ください。

救急情報シートの提出のしかた

かかりつけ医 が
竹田市内の医療機関、
豊後大野市民病院 の方

(受診時)

シートを提出

かかりつけ医 が **いない**
または **市外の医療機関**
(豊後大野市民病院を除く) の方

(ご自身で医療
情報まで記入)

シートを提出

かかりつけ医
(医療情報をシートに記入)

竹田市高齢者福祉課
または 各支所

竹田市救急情報シート

1. 基本情報

2. 緊急連絡先

3. 既往歴・現在服用薬

4. 救急情報

かかりつけ医から、竹田市へ
シートが渡ります。

消防本部



《問い合わせ先》 高齢者福祉課高齢者支援係 電話:0974-63-4809



14 後期高齢者医療加入者への保健事業一覧

1. 健診・検査に関するもの

①健康診査事業

対象者	被保険者全員(施設入所者・長期入院者は除く)
事業内容	健康診査受診券を送付し、健康診査を実施する。 検査項目に「血清アルブミン」を追加し、低栄養の把握や高齢者の特性に合わせた質問票を用いてフレイル等状態把握を行う。

②健康診査受診勧奨

対象者	前年度及び、健診未受診者のうち、前年度医療機関の受診がなく、かつ75歳以上90歳未満で要介護2までの者
事業内容	受診率向上のため、受診勧奨通知と健診受診券を兼ねた勧奨通知を送付する。

③歯科口腔健診事業

対象者	当該年に76歳・78歳・81歳の誕生日を迎える者(施設入所者・長期入院者を除く)
事業内容	歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関において歯科健診を実施する。

2. 生活習慣病重症化予防およびフレイル予防に関するもの

①医療受診勧奨事業、重症化予防等相談事業

対象者	健診受診者のうち「要精密」等の有所見者であるが、当該所見に関する精密検査の受診歴がない者(要介護3以上のものは除く)
事業内容	受診勧奨通知を送付し、受診勧奨を行う。勧奨通知後も医療機関の受診歴がないものに対して、電話での医療受診勧奨及び指導・相談を実施する。

②重症化予防保健指導事業※

対象者	健診結果から血圧・脂質・血糖・腎機能の項目において値が高く、生活状況や治療状況の確認等が必要と思われる者
事業内容	検査結果の説明、生活状況や治療状況の確認を行い、保健指導の実施や必要なサービスにつなげる。

③歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業

対象者	歯科口腔健診において「要治療」と判定されたが、歯科医療機関の受診歴がない者
事業内容	受診勧奨通知書を送付する。勧奨通知送付後、受診歴が確認できない者に対して、電話勧奨を実施する。



④栄養に関する指導・相談事業(重症化予防等訪問事業)※

対象者	①前年度の健診結果からBMI20未満かつ前々年度の健診から体重が2kg以上減少している者 ②前年度の健診結果からBMI25以上かつアルブミン値が3.5以下の者 ③当年度の健診結果からアルブミン値が3.9未満、または体重が前年度から7.5%以上減少している者
事業内容	栄養・摂食について訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう栄養士が指導・支援を実施する。かかりつけ医療機関との連携を図り、情報提供を受ける。 ③については、市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士が生活状況や治療状況の確認を行い、保健指導の実施や必要なサービスにつなげる。

⑤口腔に関する指導・相談事業(重症化予防等訪問事業)

対象者	前年度の歯科口腔健診の嚥下機能検査において「問題あり」「判定不能」の判定を受けた者もしくは「未実施」の者
事業内容	嚥下・口腔機能や食事摂取について、言語聴覚士が3回の訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう支援・指導を実施する。また、口腔機能維持の強化のため、1人につき1回歯科衛生士による同行訪問を行う。

3. 医療等に関するもの

①重複・頻回受診者、重複服薬者に対する訪問指導※

対象者	①1か月に4枚以上のレセプトのある者 ②1か月15日以上受診を行っている者 ③重複服薬がある者
事業内容	保健師等が臨戸訪問し、適切な受診に関する健康調査や保健指導を行う。

②健康状態不明者把握事業※

対象者	健診受診及び医療レセプト(健診相当の診療レセプト)を5年間(当該年度を含まない)有しない健康状態が不明な者
事業内容	対象者へ個別訪問により状態把握を行うとともに、対象者を必要な健診・医療及びサービス等へ接続する。

③ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知

対象者	レセプト情報から、ジェネリック医薬品が存在し、切り替えた場合に、月額200円以上の自己負担額の軽減が見込まれる者
事業内容	ジェネリック医薬品の説明及び変更した場合の軽減可能額等を掲載したハガキを送付する。



4. 通いの場などでの健康教育・健康相談、普及啓発に関するもの

①フレイル予防の健康教育・健康相談※

事業内容	フレイルの健康教育と健康相談の実施。
------	--------------------

②フレイル状態の把握・支援※

事業内容	基本チェックリスト、質問票により、フレイル状態にある者を抽出し、必要な支援やサービスにつなげる。フレイル状態については①運動機能②栄養状態③口腔機能④閉じこもり⑤認知機能⑥気分の状態の区分で把握を行う。
------	---

③歯科口腔医療の定期受診に関する啓発事業

事業内容	口腔由来の生活習慣病等の疾病やフレイル予防のために、歯科口腔医療の定期受診について啓発する。
------	--

④ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する啓発事業

事業内容	差額通知に合わせて、利用を促す。「後期高齢者医療のしおり」に周知文を掲載し、希望カードを添付するとともに、ラジオCM等で利用啓発する。
------	---

⑤フレイル予防の環境づくり事業※

事業内容	調剤薬局、金融機関など健康づくり・介護予防事業以外の場を活用し、健康相談とフレイルチェックを実施。
------	---

※印については、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業として、大分県後期高齢者医療広域連合および保健・医療・介護に関する部署が連携して実施する。

後期高齢者医療・保健事業

《問い合わせ先》 竹田市保険健康課 電話:0974-63-4810



15 心身の状態に関する判定基準

介護区分別 日常生活全体像

要支援1	基本的な日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態とならないように何らかの支援が必要。
要支援2	立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などに一部の介助が必要。
要介護1	日常生活自立度などにより要支援2または要介護1と判定する。
要介護2	立ち上がりや歩行などは自力では困難。排泄、入浴などに一部又は全体の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱など全面的介助が必要。
要介護4	日常生活を行う能力が著しく低下しており、排泄、入浴、衣類の着脱など全面的介助が必要。
要介護5	日常生活を行う能力が著しく低下しており、意思の伝達も困難、全面的介助が必要。

障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活支援	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない

認知症高齢者の日常生活自立度(認知症度)判定基準

I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。



16 竹田市の医療機関一覧

		医療機関	住 所	電話番号
病院・診療所	竹田	安西皮膚科	竹田市大字会々2310-1	63-3232
		加藤内科医院	竹田市大字竹田2078-2	63-2006
		加藤病院	竹田市大字竹田1855	63-2338
		くどう循環器科・内科	竹田市大字玉来867	63-2304
		こころの郷クリニック	竹田市大字飛田川1618-23	63-3336
		志賀内科	竹田市大字竹田1888-1	63-2083
		須小耳鼻咽喉科	竹田市大字竹田町518-4	63-3387
		竹田医師会病院	竹田市大字拝田原448	63-3241
		竹田クリニック	竹田市大字会々1636-10	64-9000
		大分県医療生活協同組合竹田診療所	竹田市大字会々3313-1	62-4014
		道全内科	竹田市大字玉来623-7	63-2270
		秦医院	竹田市大字竹田755	63-2246
		深堀内科医院(毎週金曜午前のみ)	竹田市大字菅生1157-2	70-5112
		古島眼科	竹田市大字竹田町480	63-2407
		みはらクリニック	竹田市大字会々1257	62-3850
		柚須医院	竹田市大字竹田1810-1	63-2016
		竹田市立こども診療所	竹田市大字玉来2-6	63-3838
	荻	竹田市医師会立竹田医師会病院 荻町診療所	竹田市荻町馬場431	68-2005



— 廣 告 —

内科 柚須医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	休
13:30~17:00	○	○	※	○	○	休	休

※水曜/13:30~15:00

休診日：日曜・祝日

竹田市西古町

TEL 63-2016

FAX 63-2232

		医療機関	住 所	電話番号
病院・診療所	久住	大久保病院	竹田市久住町大字栢木6026-2	64-7777
		久住加藤医院	竹田市久住町大字久住6268	76-0008
	直入	伊藤医院	竹田市直入町大字長湯7985-5	75-2222
歯科診療所	竹田	高山歯科医院	竹田市大字竹田2027	63-2561
		竹下歯科医院	竹田市大字竹田1877	62-2662
		ふじさわ歯科医院	竹田市大字竹田1818-1	64-1118
		まつもと歯科クリニック	竹田市大字玉来733-11	62-2400
	荻	竹田市荻歯科診療所	竹田市荻町馬場458-1	68-3263
	久住	久住加藤医院歯科診療部	竹田市久住町大字久住6268	64-3232
		歯科筑紫医院	竹田市久住町大字久住6065-1	76-0024
歯科	直入	長湯ごとう歯科	竹田市直入町大字長湯8216-1	75-3001
調剤薬局	竹田	上角調剤薬局	竹田市大字竹田755	63-0103
		竹田医師会病院前薬局	竹田市大字拝田原449-11	64-9088
		竹田調剤薬局 会々店	竹田市大学会々3313-10	63-1193
		竹田調剤薬局	竹田市大字竹田1896-2	63-2838
		ときは橋調剤薬局	竹田市大字玉来620-1	63-0125
		河野調剤薬局竹田駅前店	竹田市大字竹田1819-3	63-1189
	久住	大信薬局 久住店	竹田市久住町大字栢木6030-3	64-7888
	直入	大信薬局 長湯店	竹田市直入町大字長湯7982-9	75-3366



豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2	(0974)22-0162
認知症デイケア		
重度認知症デイケア木もれ陽オレンジハウス 竹田市大字竹田1866-1 TEL62-2223	認知症の外来診療の一環として、症状の緩和、認知機能の活性化等を目的に心身の機能訓練や健康管理を実施しています	
重度認知症デイケア岡の苑オレンジハウス 竹田市大字竹田1855 TEL63-3837		
重度認知症デイケア施設 こころの郷オレンジハウス 竹田市大字飛田川1618-23 TEL63-3336		
大分県認知症疾患医療センター		
加藤病院内 竹田市大字竹田1855 TEL63-2263	認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関です	

大分オレンジドクター

大分オレンジドクターとは、認知症の早期発見・早期診断体制の充実を図るための「ものわすれ・認知症相談医」のことで、登録プレートがある医療機関で認知症に関する相談をすることができます。

もの忘れや認知症が気になる時は、早めにお近くの大分オレンジドクターへご相談ください。詳細は大分県庁ホームページをご覧ください。

認知症サポート医

都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築を図ります。また、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力をします。



17 竹田市の指定介護保険事業所等一覧

	事業所名	住 所	電話番号
居宅介護支援 事業所 (ケアマネジメント)	医療生協竹田介護サービスセンター	竹田市大字会々3313-1	62-4014
	介護保険サービスセンター久住	竹田市久住町大字久住6482	76-2268
	久住高原居宅介護支援センター	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7707
	ケアプランセンターみはら	竹田市大字会々2576-1	63-9611
	竹田市介護保険ケアプランセンター	竹田市大字玉来1299-2	63-1545
	悠々居ケアプランセンター	竹田市大字三宅1763-1	63-3797
	たけたねっとケアプランセンター	竹田市大字竹田町382	63-2723
	居宅介護支援センター クローバーたけた	竹田市久住町大字仏原1558-3	77-2220
	帰巖会たけたケアプランセンター	竹田市大字竹田町389-1	63-0410
介護予防 支援事業所	竹田市地域包括支援センター	竹田市大字会々1650	64-0310
	居宅介護支援センター クローバーたけた	竹田市久住町大字仏原1558-3	77-2220
	帰巖会たけたケアプランセンター	竹田市大字竹田町389-1	63-0410
	竹田市介護保険ケアプランセンター	竹田市大字玉来1299-2	63-1545
訪問介護 (ホームヘルプ サービス)	医療生協竹田ヘルパーステーション	竹田市大字会々3313-1	62-4014
	訪問介護事業所ひまわり竹田	竹田市大字菅生1169-2	64-8022
	岡の苑訪問介護ステーション	竹田市大字竹田1824	63-3837
	悠々居ヘルパーステーション	竹田市大字三宅1763-1	63-3224
	久住高原ホームヘルプセンター	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7500
	訪問介護事業所ひばり	竹田市大字竹田1073	63-2866
	ヘルパーステーション竹田	竹田市大字玉来1299-2	63-1545
	野の花ヘルパーステーション	竹田市大字飛田川1577-1	64-0011
	ヘルパーセンターAスマイル	竹田市久住町大字仏原1558-3	77-2220
訪問リハビリ テーション	岡の苑訪問リハビリテーション	竹田市大字竹田1855	63-3837
	大久保病院訪問リハビリテーション	竹田市久住町大字栢木6026-2	64-7777 (代表)
	たけた訪問リハビリテーション (帰巖会みえ病院サテライト事業所)	竹田市大字竹田町389-1	0974-22-2222 (代表)
訪問看護 ステーション	くじゅう訪問看護ステーション	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7501
	竹田市医師会立竹田訪問看護ステーション	竹田市大字拝田原448	62-4030

	事業所名	住 所	電話番号
訪問看護事業所	みはらクリニック	竹田市大字会々1257	62-3850
	竹田診療所	竹田市大字会々3313-1	62-4014
訪問入浴	(株)サン・ルーム大分事業部 豊肥営業所	豊後大野市三重町赤嶺1682	0974-22-6123
通所介護 (デイサービス)	悠々居デイサービスセンター(共生型生活介護)	竹田市大字三宅1763-1	63-3200
	デイサービスセンター野の花	竹田市大字飛田川1577-1	64-0011
	長湯憩の家デイサービスセンター	竹田市直入町大字長湯3050-2	75-2124
地域密着型 通所介護 (地域密着型 デイサービス)	デイサービス五つの実	竹田市大字会々2576-1	63-9611
	荻町デイサービスセンター	竹田市荻町恵良原1772-7	68-3047
	共生型通所介護みんなのいえカラフル	竹田市大字竹田町542-2	70-5194
	HARU+(ハルタス)	竹田市荻町恵良原2021-1	70-5987
通所リハビリ テーション (デイケア)	ヴァル・ド・グラスくじゅう	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7500
	大分県医療生活協同組合竹田診療所	竹田市大字会々3313-1	62-4014
	みはらクリニック	竹田市大字会々1257	62-3850
短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	ヴァル・ド・グラスくじゅう(空床利用)	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7500
	大久保病院介護医療院(空床利用)	竹田市久住町大字栢木6026-2	64-7777
	特別養護老人ホームこころの郷(空床利用)	竹田市大字飛田川1618-23	63-3323
	悠々居ショーツステイ	竹田市大字三宅1763-1	63-3201
	久住荘ショーツステイサービス	竹田市久住町大字久住6485-1	76-0111
	特別養護老人ホーム美晴が丘	竹田市直入町大字長湯9067-4	75-3333
	介護老人保健施設岡の苑(空床利用)	竹田市大字竹田1855	63-3837
	ケアホーム五つの実	竹田市大字会々2576-1	63-9611
	特別養護老人ホーム荻の苑	竹田市荻町恵良原780-2	64-6886
夜間対応型 訪問介護	大久保病院夜間介護センター	竹田市久住町大字栢木6026-2	64-7777 (代表)
認知症対応型 通所介護 (認知症デイ)	グループホーム湧水の郷	竹田市大字菅生1169-2	64-8022
	グループホームしらゆり荻	竹田市荻町瓜作4575-1	68-2666
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホームくたみのもり	竹田市久住町大字栢木574-110	64-7550
	グループホームしらゆり竹田	竹田市大字竹田町279-1	62-2666
	グループホーム湧水の郷	竹田市大字菅生1169-2	64-8022
	グループホーム和の郷	竹田市大字飛田川1618-2	63-0225
	グループホームしらゆり荻	竹田市荻町瓜作4575-1	68-2666

	施設名	住 所	電話番号
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム悠々居	竹田市大字三宅1763-1	63-3201
	特別養護老人ホーム久住荘	竹田市久住町大字久住6485-1	76-0111
	特別養護老人ホーム美晴が丘	竹田市直入町大字長湯9067-4	75-3333
介護老人保健施設	介護老人保健施設岡の苑	竹田市大字竹田1855	63-3837
	ヴァル・ド・グラスくじゅう	竹田市久住町大字栢木574-34	64-7500
介護医療院	大久保病院介護医療院	竹田市久住町大字栢木6026-2	64-7777 (代表)
地域密着型介護 老人福祉施設 入居者生活介護	特別養護老人ホーム美晴が丘	竹田市直入町大字長湯9067-4	75-3333
	特別養護老人ホームこころの郷	竹田市大字飛田川1618-23	63-3323
	特別養護老人ホーム荻の苑	竹田市荻町恵良原780-2	64-6886
地域密着型特定施設 入居者生活介護	ケアホーム五つの実	竹田市大字会々2576-1	63-9611

	事業所名	住 所	電話番号
福祉用具貸与	(株)介護ショップあわや	豊後大野市三重町内田980-1	0974-22-2212
	池辺陶器店	竹田市大字竹田町229	62-2441

	施設名	住 所	電話番号
(住宅型) 有料老人ホーム	有料老人ホーム木もれ陽	竹田市大字竹田1866-1	63-2341
	ライフホーム野の花	竹田市大字飛田川1577-1	64-0011
養護老人ホーム	養護老人ホーム久住高原南山荘	竹田市久住町大字栢木6062-1	77-2123
生活支援ハウス	荻生活支援ハウス	竹田市荻町恵良原1772-7	68-3050
生活支援ホーム	竹田市高齢者生活支援ホーム	竹田市大字三宅1693-1	63-9670
サービス付き 高齢者向け住宅	美空の家	竹田市直入町大字長湯9067-4	75-3333

広 告

ノーリフティングケアで

利用者への
**不快ケア
ゼロ**

利用者の
**拘縮
ゼロ**

職員の
**腰痛
ゼロ**

利用者・職員の
**接触感染
ゼロ**

豊富な実績とノウハウで
笑顔の介護施設づくりをお手伝いします

AWAYA 介護Shop あわや

☎ 0974-72-1313

awaya-fukushi.com あわや



18 竹田市の相談窓口一覧

相談先に困ったらまずは竹田市地域包括支援センターに電話してください！



相談無料

☎64-0310

(竹田市総合社会福祉センター内)

名 称		電 話	内 容
竹田市役所	代表	63-1111	保健・医療・福祉に関する総合的な相談に応じるほか、各種保健・福祉サービスを利用する際の申請窓口になります。
	高齢者福祉課	63-4809	
	保険健康課	63-4810	
	社会福祉課	63-4811	
各支所	荻支所	68-2211	
	久住支所	76-1111	
	直入支所	75-2211	
竹田市社会福祉協議会 生活相談課		63-1551	高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめ、地域住民からの相談に応じる窓口です。必要に応じて専門機関等につなげます。高齢者相談支援員を配置、竹田市地域包括支援センターつるかめと連携して対応します。
竹田市地域高齢者相談支援窓口 (悠々居)		63-3668	



竹田市 高齢者支援 ガイドブック

令和7年1月発行

発 行

竹田市／株式会社サイネックス



竹田市HP



サイネックスHP

制 作

株式会社サイネックス

〒543-0001

大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大分支店

〒870-0034

大分県大分市都町1-3-19

TEL.097-532-5227

※掲載している広告は、令和6年12月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ワンストップで良質の提供、
ご提案をさせていただきます!!

かりゆしディベロップメント 株式会社

ハウスクリーニング

キッチンやバスルーム、洗面台、トイレ、押し入れ内等の片付け、管球交換など



エアコン分解洗浄・排水管洗浄



リフォーム工事及び竣工美装

壁紙クロス張替、床張替、カーテン、ブラインド取付、外構など



遺品整理・事件現場特殊清掃

認定遺品整理士、遺品査定士、認定事件現場特殊清掃士が担当させていただきます



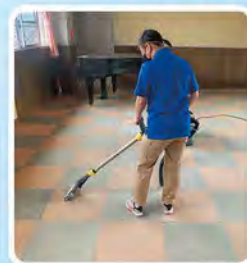
アパートマンション管理

共用部及び階段手摺清掃、退去前立ち合い、退去メンテナンス、空室管理



事務所・施設・店舗の美観維持

(日常清掃及び定期清掃)
床の洗浄及びWAX、水回りやトイレの清掃



Instagram



KARIYUSHI_OFFICIAL

Tel 0974-77-2878

竹田市久住町栢木 5801-49 (都野郵便局横)

古物商許可 大分県公安委員会 第 941120000328 号

LINE
公式アカウント



友だち募集中



医療法人
社会福祉法人

雄仁会



《心療内科・精神科・内科・循環器内科》

加藤病院

◆精神科デイ・ナイト・ケア ◆精神科訪問看護

TEL (0974)63-2338 (代表)

〒878-0013 大分県竹田市大字竹田 1855 番地

《JR 豊肥本線 豊後竹田駅から徒歩 3 分》

地域医療連携部 TEL (0974)63-0130 (直通)

基本理念

安全 信頼 満足



<https://yuujinkai.com/>



大分県認知症疾患医療センター

TEL (0974)63-2263

心の相談支援事業所

TEL (0974)63-3346



介護老人保健施設

岡の苑

TEL (0974)63-3837

竹田市大字竹田 1855 番地

◆入所療養介護 ◆訪問介護

◆訪問リハビリテーション



認知症対応型グループホーム

和の郷

TEL (0974)63-0225

竹田市大字飛田川 1618 番地 2



住宅型有料老人ホーム

木もれ陽

TEL (0974)63-2341

竹田市大字竹田 1866 番地 1



社会福祉法人雄仁会

地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム

こころの郷

TEL (0974)63-3323

竹田市大字飛田川 1618 番地 23

◆入所者生活介護

重度認知症患者デイ・ケア (通所)

岡の苑オレンジハウス／木もれ陽オレンジハウス／こころの郷オレンジハウス

看護・介護スタッフ募集中

雄仁会公式ホームページ《採用情報》

URL <https://yuujinkai.com/recruit/>

